

令和5年10月1日から

大阪府の最低賃金は

時間額 **1,064**円



最低賃金制度のマスコット チェックマン

使用者も、労働者も、必ずチェックしましょう！

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 \geq 最低賃金額	
② 日給制の場合	日給 \div 1日の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額	
③ 月給制の場合	月給 \div 1年間における1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額	
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 \div その期間に出来高制によって労働した総労働時間 \geq 最低賃金額	
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 \geq 最低賃金額	

最低賃金との比較時に含まない賃金の種類

① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当	
② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）	
③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）	
④ 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金	

最低賃金に関する特設サイトもご覧ください。



